

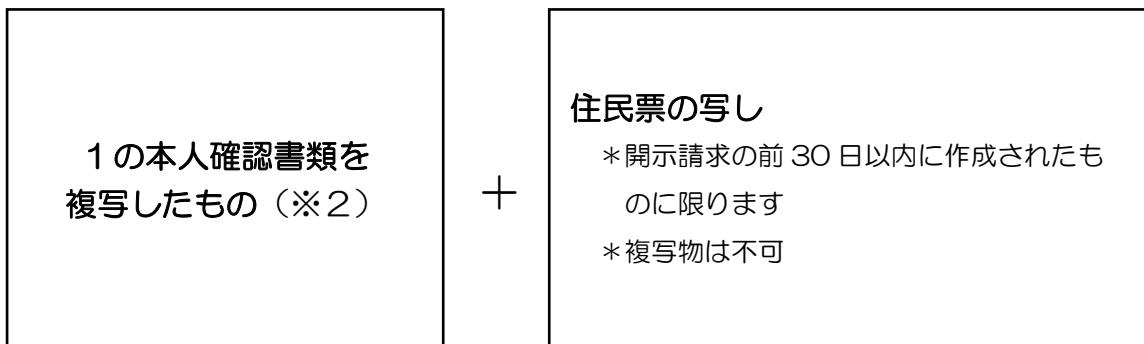
保有個人情報の開示請求等に必要な本人確認書類について

- 1 本人による開示請求の場合（市役所への来所）
次のいずれかの書類を提示してください。

- 運転免許証
- 健康保険の被保険者証
- 個人番号カード（※1）
- 在留カード
- 特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所、氏名が記載されている書類

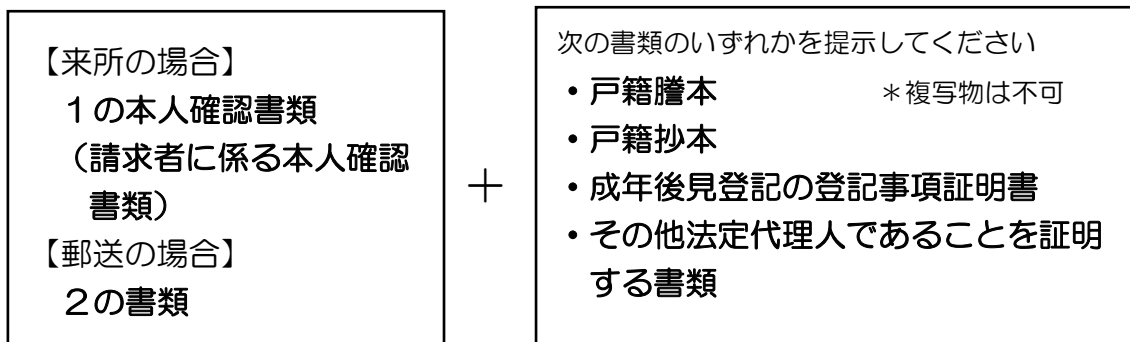
※1 個人番号カードは使用不可。住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受けるときまで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

- 2 本人による開示請求等の場合（郵送）

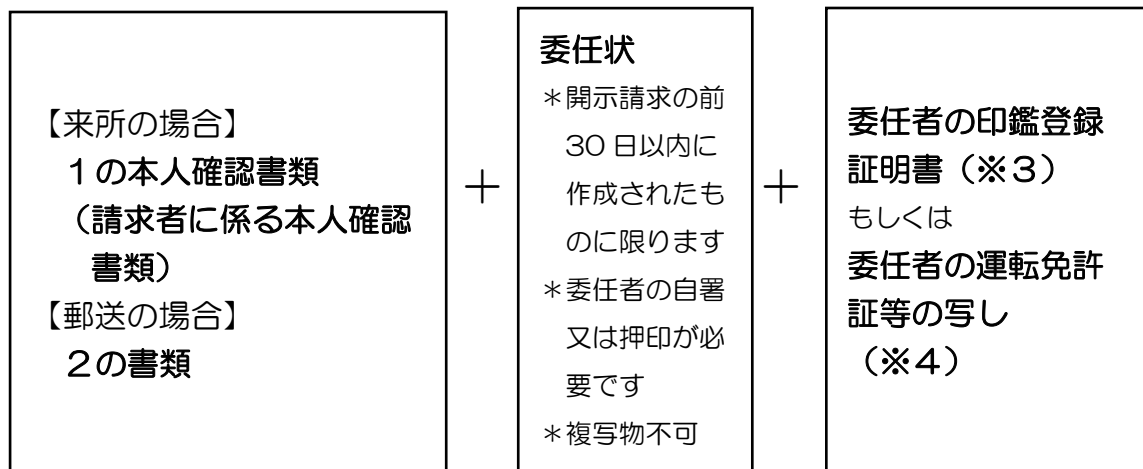


※2 複写物に個人番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号が含まれる場合は、当該部分を塗り潰すなどして、判読できない状態にしたものを提出してください。

- 3 代理人による開示請求等の場合
(1) 法定代理人による開示請求等



(2) 任意代理人による開示請求等



※3 印鑑登録証明書を提出する場合は、委任状に委任者の実印を押印してください。

印鑑登録証明書は開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。

※4 委任者本人に対し、一に限り発行される書類の写し

どのような書類が本人確認書類に当たるのかわからない場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、寝屋川市総務課(072-825-2195)まで事前に相談してください。